

請願文書表

令和2年第3回神奈川県議会定例会

令和2年9月24日

請願番号	17	受理年月日	2023.09.18
件名	軽油引取税の課税免税措置の継続・恒久化に関する国への意見書の提出を求める請願		
請願者	紹介議員		
*請願者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。	永田 磨梨奈 谷口 かずふみ 池田 東一郎		
<p>砕石場で使用される軽油に係る軽油引取税は、昭和31年に道路特定財源として創設時に課税免除の対象とされ、平成21年度から一般財源化された際も「骨材業界は社会基盤整備に重要な産業であるため、免税措置の撤廃による業界への影響が大きい」として3年間ごとの延長が認められ、平成30年4月1日から令和3年3月31日まで課税免税措置が講じられているところです。</p> <p>砕石は災害復旧を含めた社会基盤整備に不可欠な基礎資材ですが、今般の緊急事態宣言でも事業の継続が求められる業種として、各社は国民の安全安心に必要な社会基盤整備を維持するため鋭意努力しているところです。</p> <p>しかし、砕石の生産量は震災復興需要で一時的に増加したものの、コンクリート用・道路用の需要減少で依然として低迷しており、加えて製品価格の頭打ちで経営環境は一層厳しさを増しております。</p> <p>また、近年の機械購入価格、燃料費・材料価格等のコスト上昇分の価格転嫁も難しく、課税免除措置の存在価値は非常に大きなものとなっています。</p> <p>このため、仮に免税措置が廃止された場合には、コストアップ分を自ら負担せざるを得ず、砕石業界への影響は極めて甚大なものがあります。</p> <p>今後も、社会基盤整備に必要な優良骨材を安定的に供給していくために、産業支援等の観点から、砕石場で使用される軽油に係る軽油引取税の課税免税措置を継続・恒久化されるよう国に対して求める旨、貴県議会において採択いただき、意見書を国へ提出されたく請願する。</p>			

請願番号	18	受理年月日	2018
件名	小規模事業者に対する支援及び支援体制の拡充・強化について請願		
請願者		紹介議員	
*請願者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		高橋 延 幸 佐々木 正 行	
<p>1 請願の要旨</p> <p>次の2点について、国に対して意見書の提出をお願いいたします。</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化していることから、売上回復や雇用維持をはじめとする小規模事業者に対する支援を拡充・延長を図ること。</p> <p>(2) 持続化給付金をはじめとした新たな支援策に対応するため、商工会の人員を増員し、小規模事業者支援体制の抜本的強化を図ること。</p> <p>2 請願の理由</p> <p>我が国に存在する357.8万者の中小企業のうち、85.2%、304.8万者に及ぶ小規模企業は、地域の経済や雇用及び生活を支える存在として重要な役割を果たしており、その成長及び持続的発展によって我が国経済全体を発展させる重要な意義を有しております。</p> <p>現下の新型コロナウイルス感染症の拡大及びその影響の長期化により、小規模事業者の売上は急減し、このままでは事業継続が危ぶまれる状況にあります。</p> <p>一方で、新たな生活様式への対応、危機的状況下での事業継続、事業承継の推進、IT化の推進など、今後、小規模事業者の成長及び持続的発展のために取り組むべき課題も山積しております。</p> <p>このような課題の解決を図るためには、小規模事業者の自助努力も必要ですが、持続化給付金をはじめとした小規模事業者に対する様々な支援をさらに拡充・延長していただくことが必要となっております。</p> <p>また、小規模事業者にとって身近な経営相談機関である商工会による適切な助言及び支援を行うことが極めて重要となっておりますが、商工会の現場では慢性的に人員が不足しているため、施策の迅速かつ円滑な対応に支障が生じております。</p> <p>国家的な危機的事態でありますので、困難な状況に置かれた小規模事業者をしっかりと支援する体制を強化していくため、神奈川県議会として国への意見書の提出に特段のご配慮をお願いいたします。</p>			

請願番号	19	受理年月日	2018
件名	ネット公開された政務活動費を閲覧する際、議員名で検索することができ、使用した支出伝票を閲覧できるようにする事を求める請願		
請願者		紹介議員	
*請願者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		君嶋 ちか子 大山 奈々子 石田 和子 上野 たつや	
<p>1. 請願の要旨</p> <p>政務活動費のネット公開にあたって、議員毎<small>ごと</small>に使用した支出伝票が閲覧出来るようにして欲しい。</p> <p>2. 請願の理由</p> <p>私達有権者<small>たち</small>は県議会議員選挙で貴重な一票を一人の議員に投票しており、政務活動費は選挙によって選ばれた議員の調査研究等の経費として交付されている。</p> <p>交付する際の便宜上会派に一括して支給されているが、実際に使用しているのは個々の議員であり、県民には議員がどのように政務活動費を使用したか詳細を知る権利がある。すでにネット公開が実施されている他府県では、議員毎<small>ごと</small>に検索して政務活動費の支出伝票を閲覧できるようになっている。</p> <p>神奈川県議会でもネット公開に当たって現行の支出伝票の様式を見直し、県民に対して透明性のある情報公開の在り方を連絡会で検討して早期にネット公開を実施して下さい。</p>			

請願番号	20	受理年月日	2 . 9 . 18
件名	私学助成等について請願		
請願者		紹介議員	
*請願者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		杉本 透 西村 くにこ 曾我部 久美子 楠 梨恵子	
<p>請願の理由</p> <p>神奈川県は私学発祥の地であり、県下の私立中学校・中等教育学校・高等学校は、独自の伝統と校風を守り、建学の精神を現代に生かし、有為な人材の育成に努力し、本県教育の充実発展に貢献してまいりました。</p> <p>幸い、本県においては、私学に対し、知事をはじめとする県当局並びに県議会議員の皆様の深いご理解とご支援のもとに、私学助成の充実が図られてきました。</p> <p>さて、今日、私学経営はますます厳しい時代に入っております。とりわけ経常費補助金については、全国的に見ると未だ生徒一人当たりの単価は、高等学校（全日制）、中学校、中等教育学校ともに国の財政措置額を大幅に割り込み、全都道府県の中で最低の水準にあります。しかしながら、神奈川私学は県下後期中等教育の約3分の1という役割を担っていることから、県下教育を担当している責務の重大さを痛感し、県民に信頼される個性豊かで、特色・魅力ある学校づくりのため、一層努力する所存であります。</p> <p>つきましては、令和3年度私学助成に関し、下記の点に格段のご配慮を賜りますよう、お願い申し上げます。</p> <p>請願の内容</p> <p>令和3年度の経常費補助については、一層の増額をお願いしたい。</p>			

請願番号	21	受理年月日	2018
件名	国に対し「消費税率5%以下への引き下げを求める意見書」の提出を求める請願		
請願者		紹介議員	
*請願者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		井坂新哉 君嶋ちか子 大山奈々子 石田和子 上野たつや	
<p>【請願趣旨】</p> <p>昨年の消費税増税以降、日本経済は低迷しています。</p> <p>さらに、新型コロナウイルス感染症の影響が追い打ちをかけ、多くの国民に影響が出ています。フリーランスや中小業者は事業の継続が困難になっています。極度に景気が悪化する中で、多くの非正規が解雇され、フリーランスに仕事が回っていません。いま対策を打たなければ、さらなる廃業、倒産を招き、地域の雇用が失われてしまいます。</p> <p>緊急経済対策として消費税率を5%以下へ引き下げることが求められています。消費税減税を国が決断することにより、新型コロナの終息後も、生活必需品など消費税負担を軽減して国民の購買力を高める景気策となります。</p> <p>日本国憲法は応能負担原則に則^{のつと}った税制の確立を要請しています。消費税に頼るのではなく、税金の集め方、使い方を見直すことで財源を確保することは可能です。内部留保をため込む大企業や株で大もうけをする富裕層を優遇する不公平税制をただすべきです。</p> <p>私たちは、住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税を5%以下へ引き下げを強く求めます。</p> <p>以上の趣旨から下記事項について請願いたします。</p> <p>【請願事項】</p> <p>消費税率5%以下への引き下げを求める意見書を政府に送付していただくこと</p>			

請願番号	22	受理年月日	2 . 9 . 18
件名	日本語教育の県下全域での展開実現に向けた施策についての請願		
請願者		紹介議員	
*請願者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		高橋 延幸 谷口 かずふみ 楠 梨恵子	
<p>1 請願の要旨</p> <p>県ご当局、市町村、かながわ国際交流財団が、日本語空白地域解消と共に、外国籍県民等が多く居住する地域での日本語学習支援者サポートにも努められることを要望します。</p> <p>2 請願の理由</p> <p>私たちは、国際言語文化アカデミアに様々なサポートをいただき、神奈川県下において外国籍県民等へ日本語学習支援を行っている、ボランティアであります。</p> <p>神奈川県におかれては、「かながわ国際施策推進指針」に幅広い協働と連携による平和な多文化共生社会の実現を掲げられ、施策として外国籍県民等の課題解決に向けた支援者研修の推進にも取り組まれていらっしゃいます。</p> <p>県ご当局は、「日本語教育の推進に関する法律」に基づき日本語教育を県全域に行き渡らせるご方針であり、「文化庁 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」を活用して、県施策「外国籍県民日本語教育推進事業」に取り組み、日本語空白地域解消の推進に努められていることに対しては、敬意を表すところであります。</p> <p>日本語空白地域解消の推進とともに、国際言語文化アカデミアで培われたノウハウや、ネットワークを活用して、各地域の実情に応じた日本語学習機会の提供、日本語教室、及び日本語学習支援ボランティアへのサポート強化を図られることは、重要であります。</p> <p>国際言語文化アカデミアの外国籍県民等支援事業で培われてきたノウハウや知見の中核となるものは、「ボランティア入門講座」ほかのボランティア養成講座群であります。</p> <p>しかし令和3年度以降、ボランティア養成講座群は開催されないと聞き及び、驚いております。そこで継続開催されないならば、我々学習支援者が納得出来るように、理由を明確にご説明されて、日本語学習支援者の不安や懸念を払拭されますように要望します。</p> <p>そしてボランティア養成講座群が廃止されるならば、それに代わる学習支援者サポートをどのようにお考えなのか具体的にご説明いただき、着実に実施されることを要望します。</p> <p>県ご当局、市町村、かながわ国際交流財団が、日本語空白地域解消と共に、外国籍県民等が多く居住する地域での日本語学習支援者サポートにも努められることを要望します。</p>			

請願番号	23	受理年月日	2 . 9 . 18
件名	一般財団法人神奈川県経営者福祉振興財団及び認可特定保険業者に関する請願		
請願者		紹介議員	
*請願者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		井坂新哉 君嶋ちか子 大山奈々子 石田和子 上野たつや	
<p>1 請願の項目</p> <p>(1) 神奈川県に一般財団法人神奈川県経営者福祉振興財団に関する相談窓口を新設してください。</p> <p>(2) 認可特定保険業者の監督官庁として、適切に認可特定保険業者を監督指導するために金融商品を取り扱う専門部署を新設してください。</p> <p>2 請願の理由</p> <p>(1)</p> <p>① 一般財団法人神奈川県経営者福祉振興財団（以下、「財団」といいます。）は、令和2年6月8日に東京地方裁判所にて民事再生手続が開始され、それに伴い、財団は、被保険者に対し、一律で令和2年6月末日にて保険契約を一方的に解除しました。</p> <p>② 財団の保険は加入年齢が満55歳から満80歳と高齢者を対象としており、被保険者たちは、現在加入している保険が解約されてしまうと、高齢であることを理由として新たな保険に入るのが困難となるのが保険業界の現状です。</p> <p>③ 財団の被保険者は、約4万人おり、全ての被保険者に対し、財団は一方的に契約解除し、財団から他への保険の引受先がないことにより、被保険者は突如保障を受けられなくなってしまいう高齢者が約4万人も生じてしまいました。</p> <p>④ 財団から解除を受けた約4万人いる被保険者には、現状財団に関する相談先がどこにもありませんので、財団に関する相談ができる相談窓口を監督官庁である神奈川県に設置することも必要であります。</p> <p>(2)</p> <p>① 平成17年以前の保険業法の適用がなかった根拠法の無い保険（共済）に対し、平成17年の「保険業法等の一部を改正する法律」（以下、「改正保険業法」といいます。）で、保険業法の適用がなされることとなりました。これにより、特定の者を相手方として保険（共済）の引受けを行っていた法人（団体）の移行形態の一つとして、少額短期保険業者制度が新設されました。</p> <p>② その一方で、保険（共済）を営む公益法人については、平成17年当時、改正前の民法の</p>			

規定により主務官庁が公益法人の業務を監督していたことから、当分の間、募集規制に関する保険業法の規定のみ適用しつつ、共済事業（特定保険業）を運営できる経過措置が設けられていました。

- ③ ところが、平成18年に公益法人制度改革が実施され、平成25年11月末に主務官庁による公益法人の業務の監督が廃止され、これに伴い、保険（共済）を営む公益法人に対する経過措置も終了することになりました。
- ④ しかし、平成22年に改正保険業法がさらに再改正され、平成17年の改正保険業法の公布日時点で特定保険業を行っていた団体等のうち、一定の要件に該当するものについては、行政庁の認可を受けることにより、当面の間、特定保険業の継続が可能となりました。
- ⑤ この行政庁の認可を受けて特定保険業を継続する団体等が「認可特定保険業者」となり、認可特定保険業者の所管は、旧公益法人については、当該法人の業務の監督を行っていた主務官庁となり、それ以外の法人については、金融庁となりました。
- ⑥ そのため、神奈川県は、公益法人であった財団に対する特定保険業の許認可権者となり、財団は、平成25年に神奈川県から特定保険業の認可を取得するとともに平成26年に神奈川県から一般財団法人への移行認可を取得し、認可特定保険業者として神奈川県の監督指導を受けることとなりました。
- ⑦ しかし、神奈川県は、従来公益法人の業務の監督をしていた文書課公益法人グループにて認可特定保険業者の監督指導を担当させていました。
金融商品を取り扱う認可特定保険業者に対する監督指導には、当然金融商品に対する専門知識がなければ、適切な監督指導が困難です。
- ⑧ 文書事務の指導、公益法人の監督等、宗教法人の認証等を主な業務とする文書課ではなく、認可特定保険業者の監督指導を行う専門部署を設置して監督指導すべきです。
上記請願の項目のとおり、請願致しますので、何卒宜しく^{とぞよろ}お願い申し上げます。